

9. 世界金融危機とイスラーム金融

イ．調査の目的

世界的に経済的影響力を強める湾岸産油国などイスラーム諸国でのビジネスの基盤をなすイスラーム・ビジネス法とビジネスの実態を調査研究し、我が国機械工業の今後の取引の参考に資する。

ロ．調査結果の概要

第1章では、連邦国家 UAE (アラブ首長国連邦) を事例にして、連邦政府と加盟首長国政府の権限領域、シャリーアと制定法としての民法の関係を論じている。一つの国においてさえ、重層的で複雑な構造を有しており、その上シャリーアの解釈をめぐるには学派による不一致も指摘される。このためイスラーム銀行法を制定して、シャリーア解釈に係わる事項は司法省内の高等シャリーア機関が最終決定機関とすると規定している。ところが、2004年の憲法改正で金融フリーゾーン制度が認められ、それに基づいて Dubai International Financial Centre (“DIFC”) が設置された結果、連邦法の及ばない金融ゾーンが生まれている。ゾーン内のイスラーム銀行もこの法の適用を受けるので、さらに複層的になっていると指摘している。

第2章では、サウジアラビアを取り上げている。人間が行えるのはシャリーアの正しい解釈であり、全ての法律、規則はシャリーアの解釈を成文化したものであるとする建前を掲げる国のジレンマに言及している。同国には銀行法があり、その中では金利を認める一方で、商品の売買を禁じている。明らかにイスラーム金融は同法に抵触すると解釈されるのだが、サウジアラビア政府は敢えてイスラーム銀行に関する特別規則を制定しない。規則でイスラーム銀行を特定すれば、既存の銀行は非イスラームになり、ひいては銀行法そのもののシャリーア合法性にも及ぶことを避けているとする。結果的にはこれがイスラーム銀行の発展を阻害していると論じている。

第3章では、金融部門の発展に国の行く末を託すバハレーンについて、制度、政策インフラストラクチャーの充実ぶりを紹介するとともに、対外開放と外資誘致に重点を置くあまり、国内におけるイスラーム銀行の浸透度が必ずしも高くなく、地場市場に根付いていない点を指摘し、対外資金依存度が高いがゆえにリーマンショックと呼ばれる金融危機から受けた影響も大きいとみている。

第4章では、東南アジアについてインドネシアとマレーシアを比較して、両国におけるイスラームの政治的な位置づけの違いが、イスラーム金融制度の差を生み出しているという点であると指摘する。シャリーア銀行法にしても、インドネシアはマレーシアに比べて25年の遅れがある。後者はまたイスラーム金融センターのハブを志向しており、関連法規を整備し、BIS 規準のイスラーム版ともいえるべく国際的なスタンダード作りに積極的に取り組んでいる。その点では中東のバハレーンの姿勢とオーバーラップするところがある。インドネシアのイスラーム銀行は主として国内市場向けであるが、金融危機の影響が小さかった一因にもなっていると分析している。